彩の国 埼玉県

令和４年度

養護教諭５年経験者 研　修　の　手　引

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県教育委員会
埼玉県教育局県立学校部保健体育課
埼玉県立総合教育センター
Saitama Prefectural Education Center
http://www.center.spec.ed.jp/

は じ め に

埼玉県立総合教育センター所長

今日の少子高齢化や高度情報化、世界規模での新型コロナウイルス感染症の流行・拡大などの社会環境や生活環境の急激な変化は、子供たちの心身の健康にも大きな影響を与えています。また、生活習慣の乱れやいじめ、不登校、児童虐待などのメンタルヘルスに関する課題や、食物アレルギー、薬物乱用など、多様な健康課題が顕在化しています。

このような中、児童生徒の健康の保持増進を目標とする学校保健は、学校教育の基盤となる極めて重要な職務であり、各学校において適切かつ効果的に進める必要があります。そのために、学校保健に関する専門的知識と技術を有する養護教諭は、教育者と技術者の二役を担う高い専門性と、校内での中核的な役割が求められています。

さて、養護教諭５年経験者研修は、県立総合教育センター等で５日間の機関研修を行います。これまでの教職経験をふまえ、養護教諭としての専門的知識・技能を高めるとともに実践的指導力を向上させ、幅広い知見を得ることを目的としています。専門職として自らの職務を振り返り、仲間とともに学びを深め、今後の養護教諭人生の方向性を見出すための一助となるよう、意欲をもって研修に励んでください。

埼玉県教育委員会では、「第３期埼玉県教育振興基本計画」を策定し、令和元年度から５か年を計画期間として、『豊かな学びで　未来を拓く埼玉教育』を推進しています。これは、学習指導要領や国の教育計画に基づき、埼玉県として今後の教育をどのように進めるかを示した基本計画です。その中でも、心身ともに健康な児童生徒の育成が求められており、養護教諭をはじめとする教職員に求められる重要な責務です。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、児童生徒の心身の健康を守るうえで、感染症対策をはじめとする新たな学びのスタイルの確立が求められています。これらのことから、養護教諭として、子供たちの心身の状態を見抜く感性を磨き、実践的指導力を高め、広い視野をもつべく、研修に励んでください。

養護教諭は健康教育の専門家であり、「身体を通して心をみること」ができる教育職員です。今後、一人一人が研修の成果を生かし、所属校や地域において力を発揮し、本県教育のさらなる発展と充実のため、さらには未来の埼玉県を担う子供たちのために活躍されることを期待しています。

目　　次

はじめに

埼玉県養護教諭研修実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

養護教諭５年経験者研修実施要項細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

総合教育センター機関研修計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

レポート作成及び提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

研修の受講に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

研修（欠席・遅刻・早退）届　（様式１）・・・・・・・・・・・・・・・・　7

アクセス＆マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
8

教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】・・・・・・・・・・・・・・・　9

埼玉県養護教諭研修実施要項

埼玉県教育委員会

第１　目　的

養護教諭研修は、新規採用、５年経験者（教職経験４年経過）、１０年経験者（教職経験９年経過）の養護教諭に対して、現職研修の一環として、それぞれの経験に応じた研修を実施し、専門職としての実践的指導力及び使命感を養い、幅広い知見を得させることを目的とする。

第２　対　象

養護教諭研修の受講対象となる者は、次の者とする。

埼玉県内（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の国立又は公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する養護教諭

ただし、経験者研修においては、特別の事由により受講できない場合は、次年度以降に繰り延べることができるものとする。

なお、教職経験年数は、本県又は他の都道府県で国立、公立又は私立学校で養護教諭として勤務した年数とする。

第３　種　別

養護教諭研修の種別は次のとおりとする。

（１）新規採用養護教諭研修
（２）養護教諭５年経験者研修
（３）中堅養護教諭資質向上研修

第４　内　容

（１）新規採用養護教諭研修

新規採用養護教諭は、勤務校において指導教員及び校内研修指導者を中心とする指導及び助言による研修を期間中に１５日受けるとともに、総合教育センターにおける研修（以下、「機関研修」という。）を１２日受けるものとする。

（２）養護教諭５年経験者研修

養護教諭５年経験者は、機関研修を期間中５日受けるものとする。

（３）中堅養護教諭資質向上研修

中堅養護教諭資質向上研修は、健康教育上の現代的課題に関する研修を校内等において期間中５日、機関研修を期間中１０日受けるものとする。

第５　実施協議会

１　県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。

（１）養護教諭研修の実施計画
（２）養護教諭研修の研修計画
（３）養護教諭研修の研修評価
（４）養護教諭研修のその他実施上の諸問題

２　実施協議会の設置要綱は別に定める。

第６　研修計画

１　研修計画は、県教育委員会が作成する。

２　研修計画においては、第４に定めるもののほか、研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

第７　細　則

この実施要項の細則は、研修の種別ごとに別に定める。

附　則

この要項は、平成　９年４月１日から施行する。
この要項は、平成１４年４月１日から施行する。
この要項は、平成１５年４月１日から施行する。
この要項は、平成１８年４月１日から施行する。
この要項は、平成１９年４月１日から施行する。
この要項は、平成２１年４月１日から施行する。
この要項は、平成２６年４月１日から施行する。
この要項は、平成３０年４月１日から施行する。
この要項は、令和　２年４月１日から施行する。
この要項は、令和　３年４月１日から施行する。

養護教諭５年経験者研修実施要項細則

埼玉県教育委員会

第１　目　的

この細則は、養護教諭５年経験者研修の円滑、適切な実施を図るため埼玉県養護教諭研修実施要項第７に基づいて定めるものである。

第２　対　象

養護教諭５年経験者研修の対象となる者は、埼玉県養護教諭研修実施要項第２に掲げる者のうち、職務経験が４年を経過した者とする。

ただし、特別の事由により受講できない場合は、次年度に繰り延べることができるものとする。

第３　研修期間

４月から１０月までとする。

第４　研修の内容

県立総合教育センターにおける研修（以下「機関研修」という。）を年間５日実施し、その内容は、次のとおりとする。

（１）機関研修は、年間５日実施する。

（２）機関研修は、県教育委員会が作成する「養護教諭５年経験者研修計画」に基づいて実施する。

第５　所　管

養護教諭５年経験者研修に係る総括的な事務は、教育局県立学校部保健体育課が所管し、研修は県立総合教育センターが実施する。

第６　その他

この細則は、平成　９年４月１日から施行する。
この細則は、平成１３年４月１日から施行する。
この細則は、平成１５年４月１日から施行する。
この細則は、平成１８年４月１日から施行する。
この細則は、平成２２年４月１日から施行する。
この細則は、平成２３年４月１日から施行する。
この細則は、平成３０年４月１日から施行する。
この細則は、令和　３年４月１日から施行する。

総合教育センター機関研修計画

回	期日・会場	時間	研修形態	研修内容等	指標
1	６月８日(水) 総合教育センター 中研修室	9:00− 9:15 9:15− 9:20 9:20− 9:35 9:35−10:50 11:00−12:00 13:00−14:30 14:45−16:15 16:15−16:30	 講義 講義 講義 演習 	受付 諸連絡 開講式 これからの養護教諭に期待すること 服務規律と不祥事の防止 学校保健の動向とこれからの養護教諭 学校保健の動向と養護教諭の危機管理 諸連絡	 ★ ★,E3,F3 ★ E3,F1 J1,J2,J3 A2,L1
2	７月１３日(水) 総合教育センター 中研修室	9:00− 9:15 9:15− 9:20 9:20−12:00 13:00−15:00 15:15−16:15 16:15−16:30	 講義 講義 講議･演習 講議･演習	受付 諸連絡 基礎疾患をもつ児童生徒の学校生活への支援 効果的な保健室経営 学校における食物アレルギーの対応について 閉会行事	 E2 A2,J2 A2 A2
3	８月８日(月) 総合教育センター 中研修室	9:00− 9:15 9:15− 9:20 9:20−10:35 10:45−12:00 13:00−14:30 14:45−16:15 16:15−16:30	 講義 協議 講義 演習 	受付 諸連絡 保健管理(ヒヤリハット)の実践(校種別)Ⅰ 保健管理(ヒヤリハット)の実践(校種別)Ⅱ 保健教育の進め方と実際Ⅰ 保健教育の進め方と実際Ⅱ 諸連絡	 A2 A2 B3 B3
4	９月６日(火) 新･5 年･中堅合同 総合教育センター 中研修室	9:00− 9:15 9:15− 9:20 9:20−10:35 10:45−12:00 13:00−14:30 14:45−16:20 16:20−16:30	 講義 講義 講義 演習 	受付 諸連絡 メンタルヘルス 情報モラル教育の推進と情報セキュリティの確保 養護教諭が行う健康相談事例研究Ⅰ 養護教諭が行う健康相談事例研究Ⅱ 諸連絡	 ★ ★ C2,C3 C2,C3
5	１０月２５日(火) 総合教育センター 中研修室	9:00− 9:15 9:15− 9:20 9:20−10:35 10:45−12:00 13:00−14:15 14:30−15:45 16:05−16:25 16:25−16:30	 講義 講義 講義 協議 	受付 諸連絡 特別支援教育と養護教諭Ⅰ 特別支援教育と養護教諭Ⅱ 学校保健委員会の実践Ⅰ 学校保健委員会の実践Ⅱ 閉講式 諸連絡	 G2,H2 G2,H2 D2 D2 ★

※研修の時間・内容については変更になる場合があります。

【教員等の資質向上に関する指標(養護教諭)】 ※詳細は、21ページを参照。

★埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養

A　保健管理	B　保健教育
C　健康相談保健指導	D　保健組織活動
E　保健室経営	F　学校保健活動に関する連携・調整
G　特別な配慮を必要とする生徒等への対応	H　カウンセリング・教育相談
I　生徒等の問題行動への対応	J　外部連携
K　運営参画	L　学校安全

レポート作成及び提出について

●自らの実践を通して、下記の課題についてまとめる。
●県立総合教育センターのホームページ「教員研修」から、「研修用情報サイト」にある『養護教諭研修』の該当する年次にログインし、様式をダウンロードして作成する。ログインＩＤ、パスワードは開講式で配付する。
●作成したレポートは、PDF 形式で保存し、期日までにサイト上の指定のキャビネットへ提出する。

＜レポート課題一覧＞

	レポート課題	内容	提出期日
1	ヒヤリ・ハット事例	これまで経験したヒヤリ･ハット事例についてまとめる。 ※「ヒヤリハット」とは、学校教育活動全体にかかわる養護教諭の実践において、ヒヤッとしたりハッとした事象で、重大な事故等の結果には至らなかったものとする。	６/１７（金）
2	保健教育実施計画	所属校で実施している保健教育についてまとめる。 ※今後の計画、既に実施した保健教育どちらでも可。	７/　８（金）
3	保健組織活動の実際	所属校の学校保健委員会実施計画を作成し、課題についてまとめる。 ※本年度まだ実施していない場合は、昨年度のものでも可とする。	９/１６（金）

【連絡･問い合わせ等】

○養護教諭５年経験者研修全般及び校内研修に関すること
教育局県立学校部　保健体育課　健康教育・学校安全担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－６９６３（直通）

○機関研修の内容に関すること
県立総合教育センター　教職員研修担当
ＴＥＬ：０４８－５５６－３４１９（直通）

研修の受講に当たって

1　全般的な事項について

（1）研修には、主体的、積極的に参加するように心掛けてください。
（2）研修期日及び研修会場を確認し、時間に遅れないように余裕を持って参加してください。
（3）研修には、名札（各自で用意）、手引を持参してください。
（4）研修当日、やむを得ない理由により欠席や遅刻をする場合は、県立総合教育センター教職員研修担当へ電話連絡をしてください。この場合、後日、「研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更）届」電子メール添付（公印省略）又は郵送にて提出してください。

県立総合教育センター教職員研修担当 048-556-3419

●県立学校（✉は電子メール）

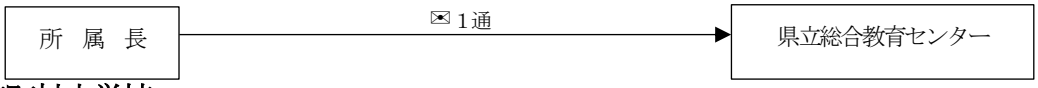

●市町村立学校

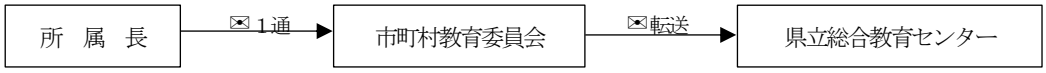

（6）欠席の場合、研修の補完等の内容については、担当指導主事より指示を受けてください。
（7）研修前は養護教諭研修情報サイトを確認し、連絡事項等を必ず確認してください。資料等については、ダウンロードして持参してください。
（8）研修後は、必ず校長に復命を行ってください。

2　研修会場での注意事項について

（1）各回の研修会場は、手引等で事前に確認してください。なお、県立総合教育センター来所の際は、大研修室前より入ってください。※正門から講堂棟入口までは、バスの往来があり危険ですので、歩道を通ってください。
（2）名札は、研修教諭相互の交流、親睦と円滑な事務連絡を図るためのものですので必ず着用してください。
（3）研修室内外の整理整頓に留意し、ゴミは持ち帰ってください。
（4）体調が悪くなった場合は、早めに担当指導主事に申し出てください。
（5）各研修会場のきまりを守って研修を行ってください。
（6）服装は、研修にふさわしいものを着用してください。
（7）台風等に伴う研修会中止等の決定については、研修日前日の午後１時（研修日の前日が休日等の場合は直前の課業日）を目安として、県立総合教育センターのホームページに中止等の連絡を掲載します。その後の扱いについては、後日、担当から連絡します。
（8）新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「研修受講時の留意事項について」は、通知文書やホームページに掲載された最新の情報を参照してください。

県立総合教育センターホームページ　http://www.center.spec.ed.jp/

3　非集合型研修の受講にあたって

非集合型（オンライン含む）の研修では、事前にタブレット端末及び通信環境等を確認するようにしてください。なお、管理職は、研修対象者に対して、研修場所と時間の確保を願いします。

様式は、県立総合教育センターのホームページから入手してください。

第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
県立総合教育センター所長
【　　担当扱】

学校（園）名
校（園）長名　　（公印省略）
電話番号
ＦＡＸ番号
（〒）所在地

研修会（□欠席・□遅刻・□早退・□期日変更）届

（職名）　（氏名）
本校　　［整理番号又は受講者ＩＤ*　　］は、下記のとおり研修会を（ □欠席・□遅刻・□早退・□期日変更 ）しますので、お届けします。

記

研修会名	※（コース・分科会名：　　）（　　組　　班）
研修日	令和　　年　　月　　日（　　）　　第　　日
理由等	変更後　令和　　年　　月　　日（　　）

- ＊：整理番号又は受講者ＩＤがある場合に記入する。
- （欠席・遅刻・早退・期日変更）は該当する□を塗りつぶす。また、期日変更の場合、「理由等」の欄に変更後の期日を併せて記入する。
- コース、分科会及び組・班等のある場合は、※（　　）内に記入する。
- 電子メールの場合、件名を「○○研修会○○届○○学校」とする。
- 郵送の場合、封筒の表に「○○研修会○○届在中」と朱書する。

■　ア ク セ ス ＆ マ ッ プ

県立総合教育センター（行田本所）

〒361-0021 行田市富士見町２－２４

■　秩父鉄道　東行田駅　徒歩約１０分

■　ＪＲ高崎線　吹上駅（北口）　朝日バス
「総合教育センター」行　　約２３分　【終点】下車
「行田折返し場」「工業団地」行　約２２分　【長野１丁目】下車　徒歩４分

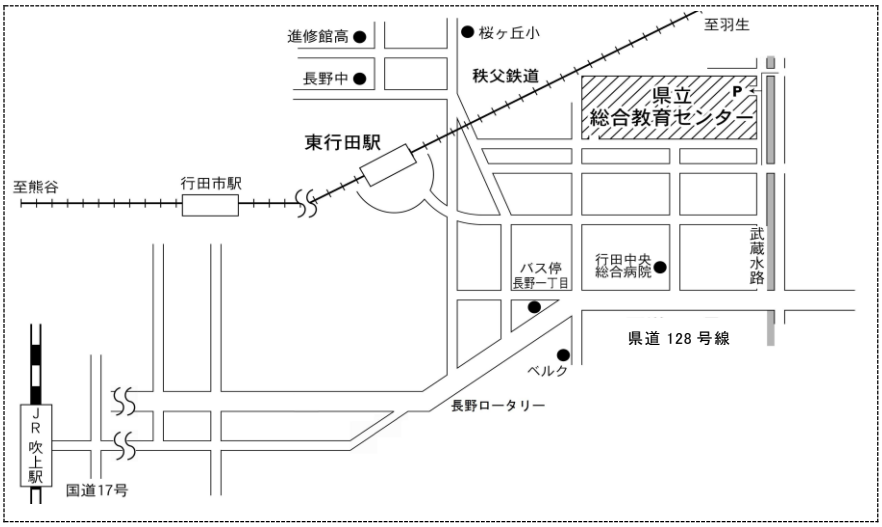

県立総合教育センター江南支所

〒360-0113 熊谷市御正新田1355-1

■　ＪＲ高崎線・秩父鉄道　熊谷駅（北口）
国際十王バス
「県立循環器・呼吸器病センター」行
「小川町駅」行　約２０分

■　東武東上線・ＪＲ八高線　小川町駅
国際十王バス
「熊谷駅」行　約３５分

＊　いずれも
【農業教育センター】下車（徒歩８分）

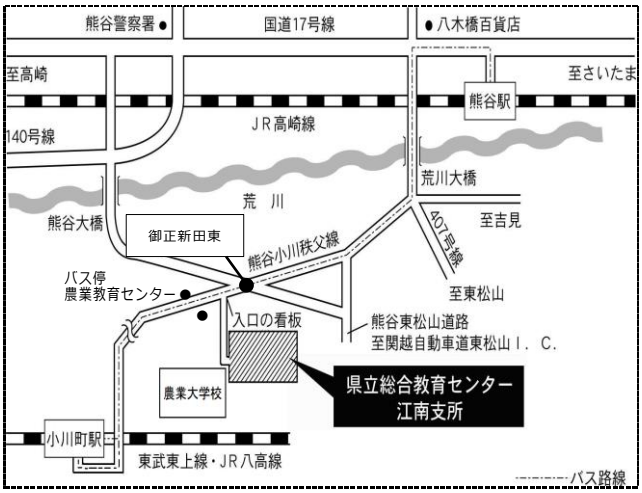

※　研修受講者は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、**公共交通機関を利用**し、やむを得ない事情がある場合を除き、自家用車での来所は御遠慮ください。
※　敷地内は全面禁煙です。また、行田市は路上喫煙も禁止されています。近隣の灰皿が設置されている店舗等でも吸わないようご協力ください。

教員等の資質向上に関する指標【養護教諭】

埼玉県教育委員会

ステージ	記号	採用前 養成期 教員としての基本的な知識を学ぶとともに、自ら課題を発見して解決する姿勢を身に付ける。	第１ステージ 基盤形成・協力期 教員として必要な事項について幅広く学び、基盤を固め、協力して取り組む。	第２ステージ 充実・推進期 経験を基に、資質を充実させ、幅広い視野をもち、チームとしての取組を推進する。	第３ステージ 深化・中核期 自身の専門性を深め、学校の中核的存在として力を発揮する。	第４ステージ 発展・後進育成期 これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、学校運営を推進する。
埼玉県の教員としてもち続けてほしい素養	★	・常に自己研鑽に努め、自律的・主体的に学ぶ ・教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と生徒等への教育的愛情をもつ ・豊かな人間性やコミュニケーション力・幅広い教養・視野をもち、家庭や地域など誰とでも協働する				
保健管理	A	生徒等の実態把握と、適切な保健管理の必要性を理解している。	健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理から自校の健康実態を把握し、適切に対応する。 保健室が学校保健活動のセンター的役割を担えるよう、日常の保健管理体制を整備し、実践する。	校内において、指導的立場を果たすとともに、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応する。	学校における救急体制、心のケアの支援体制など、危機管理体制について整備するとともに機能するように働き掛け、学校経営を視野に入れた改善策等を提案する。	保健管理の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
保健教育	B	専門性を生かした養護教諭の役割を理解し保健教育に関わろうとする。	学校の実態にあった計画の必要性を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実施する。 生徒等の実態に応じた保健教育を計画的に実施する。	教育要領・学習指導要領を理解し、生徒等の実態に応じた保健教育を計画、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にし、学校教育活動全体を視野に入れた保健教育を推進する。 課題に対して具体的な改善策を提案する。	保健教育の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
健康相談 保健指導	C	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置づけ及び内容を理解し、養護教諭の専門性や保健室の機能を生かし、発達の段階に応じた健康課題に取り組もうとする。	健康相談・保健指導の基本的なプロセスを理解し、生徒等の発達の段階や現代的な健康課題の関連を踏まえた健康相談・保健指導を実施する。	個々の健康課題に関して校内の中心となり、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）と連携し、それらの役割を生かした組織体制づくりを行う。	健康課題解決に向けて、コーディネーターの役割を担い、学校内外の関係者と連携を図る。また、必要に応じて健康相談・保健指導を相互に関連させ、実践を深め広げる。	健康相談・保健指導の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
保健組織活動	D	保健組織活動の意義と学校・家庭・地域等の協力体制の重要性を理解している。	家庭・地域等と連携し、保健組織活動を推進する。	学校と地域等の実態を適切に分析し、学校教育目標を意識した保健組織活動を推進する。	学校経営の課題を踏まえながら、家庭・地域等とネットワーク体制を構築し、保健組織活動を運営する。	保健組織活動の分野において学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
保健室経営	E	養護教諭の職務及び役割を理解し、計画的・組織的に保健室経営を推進するよう努める。 学校保健活動のセンター的機能を果たす保健室の役割を理解している。	学校教育目標を理解し、生徒等の心身の健康に関する実態を把握する。 保健室経営の方針を明示し、保健室経営計画を立て、その具現化のために努める。	保健室経営計画を基に、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践し、その過程や結果を評価し、改善を図る。 学校教育目標の実現に向けて、保健室経営を工夫して実践する。	保健室経営の視点から、学校教育目標実現のための具体的な方策を提案する。	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために、組織的な対応力を高めるよう学校内や地域等で指導・助言を行い、後進を育成する。
学校保健活動に関する連携・調整	F	学校保健活動のコーディネーターの役割を理解し、家庭・地域等の連携に努める。 学校保健に関わる人々の役割を理解している。	学校保健に関する今日的な意義を理解し、積極的に教職員や家庭に周知を図る。 学校保健の課題を適切に把握し、課題に応じた連携先を適切に選択し、コーディネートする。	効果的な連携・調整の方法を関係者に提案するなど学校保健活動のマネジメントを行う。	学校経営を意識し、学校保健活動に関してチーム体制を構築し、必要な人材の確保や役割を分担する。 地域の健康課題を視野に入れたネットワーク体制を構築する。	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について、学校内や地域等で指導・助言を行う。
特別な配慮を必要とする生徒等への対応	G	●障害の特性や配慮事項等の基本的な知識をもっている。	●個別の教育支援計画・個別の指導計画に基づいて指導・支援を行うとともに、集団への指導・支援を行う。	●生徒等と関わる範囲を積極的に広げるとともに、障害の特性に応じた対応を行う。	●学校の中核的存在として、学部・学年・分掌等と円滑に連携し特別支援教育を推進する。	●家庭、地域等と連携しながら、組織的計画的に特別支援教育を推進するとともに、後進を育成する。
カウンセリング・教育相談	H	●教育相談等の重要性や基本的な知識について理解している。	●教育相談等の基本的な技法を習得し、生徒等の理解に努め、問題行動の未然防止を図る。	●教育相談等の基本的な技法を活用するとともに、組織的観点からも問題行動の未然防止を図る	●学校組織の中核的存在として、関係機関等と連携しながら、問題行動の未然防止策を計画・推進する。	●質の高い教育相談等の推進を図るため学校や地域における中核を担うとともに、後進を育成する。
生徒等の問題行動への対応	I	●一人一人の生徒等を大切にする態度をもち、組織としての対応の重要性について理解している。	●生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内組織等の助言を得ながら情報収集を行い、適切な指導・支援を行う。	●問題行動の背景を十分に理解し、組織的、時系列的観点から対応や指導について検討し、指導・支援を行う。	●組織的観点をもち、時系列を意識した対応を計画し、学校組織の中核的存在として、関係機関、家庭・地域等と連携した指導を推進する。	●生徒等の自己指導能力の育成を図るための積極的な生徒指導について、様々な関係機関等と連携するとともに、後進を指導する。
外部連携	J	●学校・家庭・地域等との連携の重要性を理解している。	●学校組織の一員として、自らの役割を認識し、家庭・地域等との連携を行う。	●家庭・地域等との連携を組織的観点から検討し、積極的に取り組む。	●家庭・地域等との連携について計画を立て、学校の中核的存在として積極的に計画の実行に取り組む。	●家庭・地域等の実態を踏まえ、組織的に連携を進めるとともに、後進を育成する。
運営参画	K	●学年、校務分掌、委員会等の学校運営に必要な組織の役割について理解している。	●学年、校務分掌、委員会等について、担当業務の責任を自覚し、報告・連絡・相談を行いながら、自己の役割を適切に果たす。	●学年、校務分掌、委員会等について、学校全体の運営を意識しながら、正確かつ迅速な対応をする。	●学年、校務分掌、委員会等の組織を運営し、各組織が有機的に機能を果たすよう努める。	●学校経営の課題を踏まえながら、学年、校務分掌、委員会等で主体的に課題を解決しようとする若手教員や後進を育成する。
学校安全	L	●学校安全の諸課題や重要性について理解している。	●学校安全に関し、マニュアルを踏まえて危険を予測し、事故発生時には適切に行動する。	●学校安全の事故防止等の効果的な事前指導や環境整備に努め、事故発生時は適切に行動する。	●学校の中核的存在として安全確保の視点から教育活動全般について見直すとともに、事故発生時のマニュアル等の策定に積極的に関わる。	●安全確保のため、全体の意識を高める取組を組織的に推進し、後進を育成する。

※「生徒等」とは幼児、児童、生徒のことを指す。　※幼稚園教諭等については「授業」を「保育」、「学校」を「園」とそれぞれ読み替える。　※第３ステージ以降は主幹教諭を含む。

※●は教諭と共通の指標となっている。

※「記号」欄は総合教育センターが加筆。

「資質の積み上げ」イメージ図

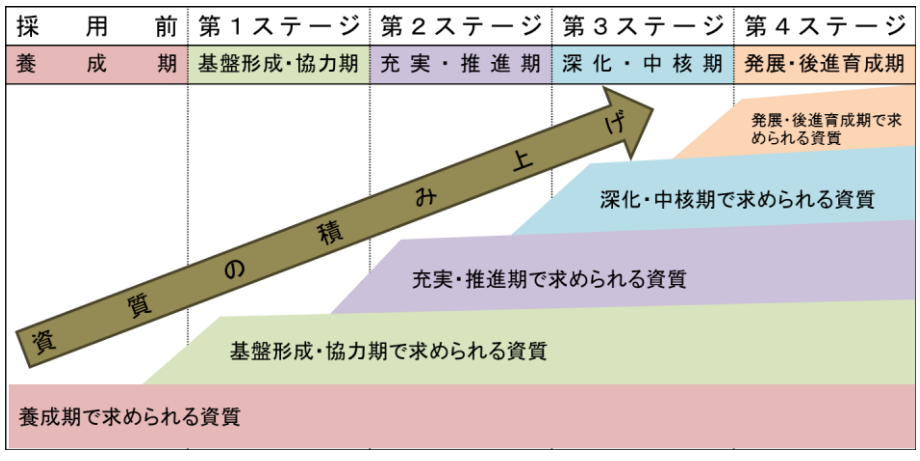

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県立総合教育センター

〒361-0021　　埼玉県行田市富士見町２－２４

TEL　048-556-6164（代）　FAX　048-556-3396